

# 定員管理の適正化について (文部科学省 9月11日発表)

進路情報研究センター ライセンスアカデミー 教材開発課 / 平成 30 年 9 月

平成 30 年 9 月 11 日、文部科学省は、学校法人理事長宛に「平成 31 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について」を通知した。

## 1. 超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置について

平成 27 年 7 月 10 日付けで通知した「平成 28 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について」において、「平成 31 年度から、入学定員充足率が 1.0 倍を超える入学者がいる場合、超過入学者に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する」としていた。

しかし、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間にわたって段階的に実施した不交付となる入学定員の厳格化により、三大都市圏における入学定員超過や三大都市圏以外における入学定員未充足の改善、三大都市圏に所在する大・中規模大学における入学定員を超える入学者数の縮減といった効果が見られることや、後記「入学定員が 1.0 倍以下の場合の増額措置」を実施することを踏まえて、当面実施を見送り、後記措置の実施状況及び効果等を検証しつつ、3 年後を目途に実施の要否を検討することと変更した。

## 2. 入学定員充足率が 1.0 倍以下の場合の増額措置について

今までの通知において、「入学定員充足率が 0.95 倍以上、1.0 倍以下の場合には、一定の増額措置を行う」としていたことについては、入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けた一層の努力を促す観点から、入学定員充足率が 0.9 倍以上、1.0 倍以下の場合には、下表の「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）の増減率」により補助金の基準額（経常的経費×補助率）を増額する措置を平成 31 年度より行うことにした。

【学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率】インセンティブ措置

入学定員充足率	100%~95%	94%~90%
増額割合	+4%	+2%

※医歯学部を除く

### 〈これまでの措置〉

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準の規定を踏まえ、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を 1.0 とすることが原則として求められる。
- また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日 閣議）においては、「大都市圏、なかならずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかならずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされている。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を 28 年～30 年度にかけて段階的に厳格化する措置を実施した。

## 【入学定員充足率による不交付基準の厳格化】

	収容定員8,000人以上	収容定員4,000～8,000人	収容定員4,000人未満
27年度まで	1.20倍以上	1.30倍以上	1.30倍以上
28年度	1.17倍以上	1.27倍以上	
29年度	1.14倍以上	1.24倍以上	
30年度以降	1.10倍以上	1.20倍以上	

### 《上記措置導入時に予定されていた31年度以降の対応》

- ①入学定員充足率が100%を超える場合に超過入学者数に応じて減額（ペナルティ措置）
- ②入学定員充足率が95～100%の場合に増額（インセンティブ措置）

↓

### 〈現状〉

- 大学の入学定員充足率 → 三大都市圏で超過が改善、その他の地域で未充足が改善

	三大都市圏	その他の地域
26年度	106.22%	95.87%
30年度	103.18%	100.81%

出展：私立大学・短期大学等入学志願動向

（日本私立学校振興・共済事業団）

- 大規模大学の入学定員超過数 → 超過人数が縮減

三大都市圏の大・中規模大学（収容定員4,000人以上における入学定員を超える入学者数

26年度 27,479人 → 29年度 19,648人（▲約8,000人）

※日本私立学校振興・共済事業団において補助金算定に用いたデータによる

- 入学希望者への影響

入学定員を厳密に管理するために数次にわたる合格者決定を行うことから、合格者の最終決定に至る期間が長期化し、入学希望者に経済的及び心理的負担を与える場合が生じている、との意見がある。（注）

↓

### 〈31年度以降〉

入学定員充足率の不交付基準厳格化により大都市圏を中心とする入学定員超過の適正化に一定の効果がみられることを踏まえ、教育条件の一層の維持向上のため、定員管理適正化に向けたさらなる積極的な努力を促すためのインセンティブ措置のみを実施。

### 〈コメント〉

31年度入試は超過入学者数に応じて減額（ペナルティ措置）されることから、三大都市圏の大・中規模校は30年度入試以上に難化すると予測されていた。しかし、今回のペナルティ措置の見送りにより、30年度入試と同じような入試になろう。加えて、浪人生の増加により難関・有名私立大の難化は必至である。

また、本年5月に成立した、地方大学の学生確保を旨とした「地域大学振興法」により2028年3月末まで、東京23区内にある大学の定員増を認めないとしている。東京23区内の大学の難化は続くだろう。

（注）罰則が強化される中で、定員超過を避けようと当初の合格者数を減らす。そして、足りない入学者数を追加合格で補う大学が増加した。追加合格によって、他大学に入学者を奪われた大学はそれを埋めるため、追加合格を出すという連鎖がおきた。